



令和 7 年 9 月 30 日
九州地方整備局

**10・11・12月は建設業法の厳正な運用と不正行為の未然防止を目的とした
「建設業取引適正化推進期間」です。**

推進期間中は九州地方整備局の建設Gメンによる調査等、集中的に建設業法の法令遵守に関する活動を実施します。

建設業取引の適正化については、従来、建設業法の厳正な運用と建設業法令遵守ガイドラインの周知等を通じ、不正行為の未然防止を図るとともに、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として元請負人から下請負人への違法・不当なしわ寄せ等について指摘があることから、建設業取引の適正化をより一層推進し、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることが必要です。

このため、毎年10月から12月の3か月間を「建設業取引適正化推進期間」として、建設業取引の適正化に関する講習会・研修会などの普及・啓発活動をはじめ、その取組内容の広報を積極的に進めるなど、法令遵守に関する活動を集中的に実施しています。

今年度についても、引き続き、10月から12月の期間において、建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図ってまいります。

1. 実施期間

令和7年10月1日～令和7年12月31日

2. 主催

国土交通省 九州地方整備局

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

3. 主な取組み

- (1) 建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動
- (2) 建設企業等を対象とした建設業法等に関する講習会の開催
- (3) 建設Gメンによる調査、建設業許可部局による立入検査等の実施

別添1：令和7年度「建設業取引適正化推進期間」における主な取組みについて

別添2：「建設業取引適正化推進期間」広報ポスター

別添3：「駆け込みホットライン」チラシ

【問合せ先】

九州地方整備局 電話番号：092-409-4201（建設産業課直通）

FAX番号：092-476-3511

建政部 建設業適正契約推進官 熊本 貞賢（くまもと さだたか）（内線6119）
建設産業課長補佐 白濱 幸徳（しらはま ゆきのり）（内線6130）

令和7年度「建設業取引適正化推進期間」における主な取組みについて

(1) 建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動

- ① 九州地方整備局本局・事務所、及び県本庁・県土整備事務所等に適正取引に関するポスター・リーフレットの配布・掲示等を行います。
- ② 九州地方整備局のホームページにて、取引の適正化に関する普及啓発のため、推進期間の取組等について広報を行います。
- ③ 九州管内の建設業関係団体に対して、推進期間中における取引の適正化に関する取組の周知依頼をするとともに、各取組に関する協力依頼を行います。

(2) 建設企業等を対象とした建設業法令遵守講習会の開催

建設業に関する制度の改正や、一層の法令遵守の徹底を目的に、建設企業を対象とした建設業法令遵守講習会を開催致します。

- ・日 時：令和7年12月4日（木）13:30～（予定）
 - ・開催方法：オンライン（Teams）
 - ・共 催：日本建設業連合会九州支部、九州各県建設業協会、建設産業専門団体九州地区連合会、九州各県
- 詳細については、後日ご案内致します。

また、建設業法等の周知を目的とした関係団体等が主催する講習会・セミナー等に対して、年間を通じて講師派遣を行っていますので、詳しくは九州地方整備局建政部のホームページをご覧ください。

（<https://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/pdf/seminar/2024seminar.pdf>）

(3) 建設Gメンによる調査等の実施

九州地方整備局において、建設Gメンによる調査を重点的に実施します。

建設Gメンによる調査や下請取引等実態調査の結果、または「駆け込みホットライン」による通報等により法令違反が疑われる場合は、建設業許可部局による立入検査・報告徴収を機動的に実施し、必要に応じて指導・監督を行います。

なお、建設Gメンによる調査については、適正な水準の労務費の確保とその行き渡り状況や、工期に関する基準を考慮した適正な工期設定の確保状況等につい

て調査し、発注者を含めた請負契約の各当事者に対して、改正法について周知啓発を行うと共に遵守徹底を求めていきます。

また、違法な長時間労働などの可能性がある不適正な工期を設定している建設業者や、ダンピング受注を繰り返すなどの不当な行為により、技能労働者の賃金にしづ寄せが及んでいるおそれがある建設業者が確認された場合は、都道府県労働局や労働基準監督署と連携して合同調査を行います。

以上

請負代金や工期設定は 適正ですか？



みんなで守る適正取引

令和7年度10・11・12月

建設業取引適正化推進期間

主催

国土交通省、都道府県

協賛

公益財団法人 建設業適正取引推進機構

建設業取引適正化推進期間

Q 検索

駆け込みホットライン



なして、違反、
あつたら通報！

全国
共通

TEL . ナビダイヤル® 0570-018-240

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間／10:00～12:00 13:30～17:00
(土日・祝祭日・閉院日を除く)

FAX. 0570-018-241

E-mail.  hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

※通報者に不利益が生じないよう情報を取り扱います

駆け込みホットラインでは建設業法違反に関する通報を受け付けております。
具体的な違反事例については裏面及びガイドラインをご覧ください。

國土交通省 建設業法令遵守推進本部

「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反事例

＜建設業法に係る違反行為の通報を受け付けます＞

無許可業者と500万円以上の下請契約を締結している。

60日を超える「割引困難手形」で下請代金が支払われた。

見積書に記載した法定福利費を一方的に減額された。

営業所や工事現場に必要な技術者が設置されていない。

著しく短い工期や原価割れの契約を締結させられた。

工期の短縮により生じた増加費用を一方的に負担させられた

一方的に請負代金や工期を決定されるが、協議に応じてもらえない。

※ 建設業法違反となる取引上の行為や注意点はこれら

(建設業法に違反し得る事案かどうか通報前に下記ガイドラインや法令をご確認の上、通報願います)

建設業法令遵守ガイドライン

検索

※ 元請・下請間の取引に関するトラブルの相談窓口はこれら

建設業取引適正化センター

検索

東京: TEL 03-3239-5095

E-mail: tokyo@tekitori.or.jp

大阪: TEL 06-6767-3939

E-mail: osaka@tekitori.or.jp

駆け込みホットラインに電話をすると最寄りの地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。

法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じて立入検査等を実施します。

※通報するにあたっては、下記の項目ができる限り明らかにしていただくことが望まれます。

1. 通報される方の情報(匿名可)

氏 名		
会 社 名		
住 所		
電 話 番 号		E-mail

2. 違反の疑いがある行為者の情報

会 社 名	
代 表 者 名	
所 在 地	
建設業許可番号	
電 話 番 号	

3. 違反の疑いがある行為(具体的な事実)

いつ	
どこで	
だれに対して	
何をしたか(上記違反事例、ガイドラインを参考にご記載ください)	